

アマチュア野球規則委員会による公認審判員の資格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人全日本野球協会アマチュア野球規則委員会（以下「アマチュア野球規則委員会」という。）が認定する審判員（以下「公認審判員」という。）の資格制度（以下「ライセンス制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

(ライセンス制度の目的)

第2条 ライセンス制度は、アマチュア野球審判員に公認審判員の資格（以下「ライセンス」という。）を付与することにより、アマチュア野球審判員の技術の向上および人材の確保等を図ることを目的とする。

2 このライセンス制度は、一般財団法人全日本野球協会（以下「全日本野球協会」という。）に所属する団体（以下「全日本野球協会所属団体」という。）が独自に資格制度を作成し、運用することを妨げるものではない。

(各種大会の定義)

第3条 この要領における国際大会とは、国際野球連盟またはアジア野球連盟等の国際的な野球団体が主催する大会をいう。

2 この要領における全国大会とは、全日本野球協会所属団体が主催する次の各号に掲げる全国規模の大会をいう。

- (1) 公益財団法人日本野球連盟（以下「日本野球連盟」という。）が主催する都市対抗野球大会および日本選手権野球大会
- (2) 公益財団法人全日本大学野球連盟（以下「全日本大学野球連盟」という。）が主催する全日本大学野球選手権大会
- (3) 公益財団法人日本高等学校野球連盟（以下「日本高等学校野球連盟」という。）が主催する全国高等学校野球選手権大会および選抜高等学校野球大会。ただし、本ライセンス制度開始時において本号は適用しないものとする。
- (4) 公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「全日本軟式野球連盟」という。）が主催する国民体育大会および天皇賜杯軟式野球大会
- (5) その他第1号から第4号に類する全国規模の大会

3 この要領における地区大会とは、全日本野球協会所属団体の関連する団体が主催する複数の都道府県にわたる大会をいう。例えば、日本野球連盟関連の都市対抗野球大会2次予選、全日本大学野球連盟関連の明治神宮野球大会代表決定戦、日本高等学校野球連盟関連の秋季または春季各地区大会、全日本軟式野球連盟関連の国民体育大会ブロック予選などがこれに該当する。

4 この要領における都道府県内大会とは、全日本野球協会所属団体の関連の団体が主催する各都道府県内の大会のことをいう。

(ライセンスの種別)

第4条 ライセンスの種別は、国際審判員、1級審判員、2級審判員および3級審判員とする。

- 2 国際審判員は、国際大会の審判をすることができる技術と見識を持った50歳以下の者とする。
- 3 1級審判員は、全国大会の審判をすることができる技術と見識を持った者とする。
- 4 2級審判員は、地区大会の審判をすることができる技術と見識を持った者とする。
- 5 3級審判員は、都道府県内大会の審判をすることができる技術と見識を持った者とする。
- 6 第2項年齢の規定は、その年齢に達した日の翌年度から適用する。
(各大会の出場可能なライセンス)

第5条 国際大会に出場できる者は、原則として国際審判員とする。

- 2 全国大会に出場できる者は、原則として国際審判員および55歳以下の1級審判員とする。
- 3 地区大会に出場できる者は、原則として国際審判員、1級審判員および2級審判員とする。ただし、1級審判員及び2級審判員は60歳以下の者とする。
- 4 都道府県内大会に出場できる者は、原則として国際審判員、1級審判員、2級審判員および3級審判員とする。
- 5 ライセンスを取得した審判員は、全ての全日本野球協会所属団体が主催する大会に出場することができる。
- 6 第2項及び第3項の年齢の規定は、各項に規定する年齢に達した日の翌年度から適用する。
(ライセンスの認定)

第6条 国際審判員は、1級審判員のうち、第4条第2項の要件および別途定める要件を満たしている者を、アマチュア野球規則委員会が認定する。

- 2 1級審判員は、2級審判員の認定を受けた日の属する年度を含む3か年度を経過した者のうち、第4条第3項の要件を満たしかつ第7条に規定する講習において所定の成績を収めた者を、アマチュア野球規則委員会が認定する。
- 3 2級審判員は、3級審判員の認定を受けた日の属する年度を含む3か年度を経過した者のうち、第4条第4項の要件を満たしかつ第7条に規定する講習において所定の成績を収めた者を、各都道府県の審判員組織またはその者が所属する野球団体（以下「各都道府県の審判員組織」という。）が認定する。
- 4 3級審判員は、第4条第5項の要件を満たしかつ第7条に規定する講習を受講した者を、各都道府県の審判員組織が認定する。
- 5 アマチュア野球規則委員会は、第1項および第2項の規定による認定をしたとき、その審判員が所属する各都道府県の審判員組織に通知する。
- 6 第5項の通知を受けた各都道府県の審判員組織は、第9条第1項に規定する公認審判員の名簿を修正する。

(ライセンスの認定講習)

第7条 各ライセンスの認定の講習に関することについては、アマチュア野球規則委員会が別に定める。

(公認審判員証の作成及び発行)

第8条 国際審判員、1級審判員、2級審判員および3級審判員の各公認審判員証は、アマチュア野球規則委員会が作成し、交付する。

(公認審判員の名簿)

第9条 公認審判員の登録の管理等を行うため、各都道府県の審判員組織は、公認審判員の名簿(以下「名簿」という。)を作成し、管理する。

2 公認審判員が、住所の移転等により他の都道府県の審判員組織に所属を変更したとき、当該都道府県の審判員組織は、名簿の加除を行う。

(公認審判員の登録)

第10条 公認審判員は、所属する都道府県の審判員組織を通じて、毎年度アマチュア野球規則委員会に登録しなければならない。

2 第1項の登録は、当該年度の5月末日までに行わなければならない。

3 第1項の登録の方法は、都道府県の審判員組織が、第9条第1項に規定する名簿をアマチュア野球規則委員会に提出することとする。

(公認審判員の資格の喪失)

第11条 公認審判員が年度登録を怠ったときは、公認審判員の資格を失う。ただし、特別な事情があるとアマチュア野球規則委員会委員長が認めた場合は、この限りではない。

(都道府県の審判員組織が行う業務)

第12条 都道府県の審判員組織が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 審判員の登録および管理に関すること(第9条および第10条関連)。

(2) 審判員の講習会・研修会等の企画および実施に関すること。

(3) ライセンスの認定に関すること(第6条および第7条関連)。

(4) アマチュア野球規則委員会との連絡および調整に関すること。

(5) その他審判員の技術の向上および人材の確保等に関すること(第2条関連)。

(ライセンス制度の開始)

第13条 このライセンス制度は、平成27年4月1日から開始する。

(実施要領の変更)

第14条 この実施要領を変更する場合は、全日本野球協会理事会の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年2月6日より施行する。

(制度開始におけるライセンスの付与等)

2 第6条および第9条の規定にかかわらず、第13条に規定するライセンス制度の開始における各ライセンスの付与または名簿の作成は、次のとおりとする。

(1) 国際審判員の付与は、アマチュア野球規則委員会が行い、平成26年10月末日までに各都道府県の審判員組織に通知する。

(2) 1級審判員、2級審判員および3級審判員の付与は、各都道府県の審判員組織が行う。

- (3) 各都道府県の審判員組織は、名簿を作成し、その名簿を平成26年10月末日までにアマチュア野球規則委員会に提出する。
- (4) 各都道府県の審判員組織が事情により第3号の期日までに名簿を提出できない場合、その提出の期限について平成30年3月31日までの猶予期間を設ける。
- (5) 各都道府県の審判員組織が事情により第4号の猶予期間後に名簿を提出する場合、その都道府県の審判員組織に所属する審判員は全て3級審判員とする。

(制度開始におけるライセンスの付与の要件)

- 3 附則2の第1項第1号に規定する国際審判員の付与の要件は、第4条第2項の規定のとおりとする。
 - 4 附則2の第1項第2号に規定する1級審判員の付与の要件は次のとおりとし、第4条第3項に該当する者を対象とする。
 - (1) 日本野球連盟に所属する審判員については、原則として都市対抗野球大会、日本選手権野球大会、都市対抗野球大会2次予選および日本選手権野球大会代表決定戦に出場した者とする。
 - (2) 全日本大学野球連盟に所属する審判員については、原則として全日本大学野球選手権大会および明治神宮野球大会代表決定戦に出場した者とする。
 - (3) 日本高等学校野球連盟に所属する審判員については、原則として全国高等学校野球選手権大会、選抜高等学校野球大会および秋季または春季の各地区大会に出場した者とする。
 - (4) 全日本軟式野球連盟に所属する審判員については、原則として国民体育大会、天皇賜杯軟式野球大会および国民体育大会ブロック予選に出場した者とする。
 - 5 附則2の第1項第2号に規定する2級審判員の付与の要件は、第4条第4項に該当する者とする。
 - 6 附則2の第1項第2号に規定する3級審判員は、附則4および5に規定する者を除く審判員とする。
- (ライセンス制度の採用)
- 7 第5条第2項から第4項までの規定の採用については、当面の間、各大会を主催する団体の任意とする。

附 則

この要領は、平成25年7月9日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月17日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月15日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月27日より施行する。